

所沢市立小中学校空調設備整備事業
(設計施工一括発注方式)

募集要領

2019年3月

所 沢 市

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式） 募集要領

第 1 事業の概要

1 事業の目的

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）（以下、「本事業」という。）は、児童・生徒が学習で使用する普通教室等に空調設備を設置することにより、児童・生徒の学習環境の整備及び教職員の労働環境の改善を目的とする。また、本事業の実施に当たっては、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用することで、環境に配慮するとともに学校での活動に支障の生じないよう空調設備の整備を図ることを目的としている。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「所沢市立小中学校空調設備整備事業実施要領」の規定による。

2 事業の名称

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）

3 事業の概要

本事業は、所沢市（以下、「市」という。）内小中学校 44 校（別表 1 参照）の空調設備の設計・施工に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を優先交渉権者として本市と随意契約を締結した上で、提案の内容を基に事業者が空調設備の設計・施工業務を実施するものである。

なお、本要領及び様式集に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問により回答するものとする。

4 提案上限額

提案上限額は、金 2,985,675,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案上限額を超えないこと。提案上限額を超えた場合は、失格とする。

5 事業内容

本事業において、事業者が行う業務は次のとおりとする。

（ 1 ）空調設備の設計業務

ア 学校ごとの事前調査業務

イ 空調設備の設置に必要な設計図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成
強度計算書、仮設計画書、熱負荷計算書、幹線容量計算書、電圧降下計算書、
動力変圧器負荷計算書

ウ 設置現場の工事監理（監理書類作成・品質管理等）

（ 2 ）空調設備の施工業務

ア 施工のための事前調査業務

イ 空調設備等の施工（空調設備の設置に伴う一切の工事（受変電設備の改修、配管・配線の整備、空調機器の設置、植栽その他の既存施設等の移設・復元等）を含む。）

ウ 安全対策

エ その他、付随する業務（調整（学校との調整を含む。）報告、届出、申請、検査等。）

(3) その他

ア 国の交付金申請等のための資料作成の支援（申請は市が行う。）

イ その他、本事業において必要となる業務

6 市から貸与する参考資料

本事業を進めるに当たり、貸与する参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与時期は募集要領等公告後とし、本事業の検討のみに使用するものとする。貸与資料の取扱いは、協力者以外への配布・転載等を禁止とし、取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、市に返却するとともに、データ消去を行うこと。取りに来られる事業者は、事前に以下に電話連絡を行い受領方法等について確認をすること。事業者の代表者本人の場合、名刺を提出し、代理人が提出する場合は委任状（任意様式）を提出すること。

連絡先：所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

住所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9235

(1) 「所沢市小中学校空調設備整備調査業務委託報告書（2019年3月）」(PDF形式)(以下、「報告書」という。)

(2) 対象校別空調整備参考図(空調機器設置室、空調室外機設置予定場所の記載あり)(PDF形式)(以下、「参考図」という。)

(3) その他(アスベスト、受変電設備関連資料等)

7 現地確認の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、対象校のうち代表的な学校を対象とした現地確認を実施する。現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認申込書」(様式3-1)の留意事項を確認すること。

(1) 実施期間

2019年4月3日(水)～2019年4月5日(金)

(2) 申込方法

「現地確認申込書」(様式3-1)に記入の上、現地確認希望日の2日前までに、持参により提出すること。なお、持参者が本人の場合、名刺を提出し、代理人が提出する場合は委任状(任意様式)を提出すること。

8 事業のスケジュール

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から 2020 年 3 月 27 日（金）までとする。

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 募集要領等の公告 | 2019 年 3 月 15 日（金） |
| 募集要領等に関する質問の受付 | 2019 年 3 月 18 日（月）～2019 年 3 月 22 日（金） |
| 募集要領等に関する質問に対する回答 | 2019 年 3 月 27 日（水） |
| 参加表明書の提出 | 2019 年 3 月 18 日（月）～2019 年 3 月 28 日（木） |
| 参加表明資格審査結果の通知 | 2019 年 4 月 1 日（月） |
| 現地確認期間 | 2019 年 4 月 3 日（水）～2019 年 4 月 5 日（金） |
| 提案書の提出 | 2019 年 4 月 8 日（月）～2019 年 4 月 18 日（木） |
| プレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 2019 年 4 月 22 日（月） |
| 優先交渉権者の決定 | 2019 年 4 月 24 日（水） |
| 仮契約の締結 | 2019 年 5 月中旬（予定） |
| 本契約の締結 | 2019 年 7 月上旬（予定） 2019 年 6 月議会承認後 |

第 2 空調設備設置の基本方針

1 空調設備設置方針

空調設備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心な就学環境の確保

児童・生徒の安全・安心な就学環境を確保できる室内環境を実現する。

(2) 事業費の縮減かつ良好な維持管理ができる設備の設置

可能な限り低廉で、かつ空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を設置する。
また、空調設備設置により改修が必要となる受変電設備にも、同様の配慮を行う。

(3) 環境負荷の低減

「マチごとエコタウン所沢構想」の趣旨を踏まえ、エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備設置により改修が必要となる受変電設備にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。

2 空調機器設置の基本条件

(1) 基本事項

対象校の普通教室、特別教室に空調設備を設置する。学校ごとの詳細は【別表 1】による。

(2) 詳細事項

熱源は電気方式又はガス方式(都市ガス又は LP ガス)とし、学校ごとの詳細は【別表 1】による。

また、受変電設備の改修については、交換又は増設での計画を原則とし、停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。詳細については以下を参考とする。

ア 対象校別空調整備参考図（空調機器設置室、空調室外機設置予定場所の記載あり）

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

第3 応募の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下、「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下、「構成員」という。）で構成される企業体（以下、「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募及び契約手続き等を代表して行う事業者（以下、「代表事業者」という。）1者を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「2 参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 参加表明書類等の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員になることはできないものとする。

(4) その他

関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者になることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

2 参加資格要件

(単独事業者)

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

(4) 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(5) 参加表明期間末日において、「平成29・30年度所沢市競争入札参加資格者名簿」に登録されている者。

(6) 参加表明期間末日において、「平成29・30年度所沢市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」（以下、「資格者名簿」という。）に、管工事業として登録されている者。

(7) 資格者名簿に登録された本店を所沢市内に有し、その本店における当該業種の級別区分が『A』を有しており特定建設業許可業者である者。

(グループ)

(1) 代表事業者は単独事業者に求める(1)～(7)の資格を満たしていること。

(2) グループの構成員は単独事業者に求める(1)～(5)の資格を満たしていること。

(3) グループの構成員は市内本店を有する事業者数を51%以上とすること。

第4 応募の手続き

1 公募の方法

(1) 募集要領等の公表

ア 公表の方法：本市のホームページ（以下、「ホームページ」という。）で公表する。

(2) 募集要領等に関する質問

募集要領等に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「質問書」（様式 1-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。なお、提出後に電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

イ 提出期間：2019年3月18日（月）～2019年3月22日（金）

期間最終日は午後2時必着のこと。

ウ 提出先：所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

住所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9235

E-mail：a9235@city.tokorozawa.lg.jp

エ 回答：2019年3月27日（水）に、ホームページにて公表する。

2 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む）とし、副本は正本の写しとする。

(1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：様式集に定める様式 2-1 から様式 2-6 に必要事項を記入のうえ、正本1部、副本9部を用意し、持参により提出すること。なお、持参者が本人の場合、名刺を提出し、代理人が提出する場合は委任状（任意様式）を提出すること。

イ 提出期間：2019年3月18日（月）～2019年3月28日（木）

持参は、午前8時30分～午前12時まで、及び午後1時～午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

期間最終日は正午必着のこと。

ウ 提出先：所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

住所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9235

E-mail：a9235@city.tokorozawa.lg.jp

エ 審査結果：参加表明資格の審査結果は、2019年4月1日（月）に、郵送により通知する。

(2) 応募書類の提出

応募者は、提案書等を以下により提出することとする。

ア 提出方法：様式集に定める様式 4-1 から様式 4-18（正本1部、副本9部）を用意し、持参により提出すること。なお、様式 4-1 から様式 4-18 は、Adobe PDF 形式による電子ファイルでも提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。また、持参者が本人の場合、名刺を提出し、代理人が提出する場合は委任状（任意様式）を提出すること。なお、提案書等の提出を辞退する場合のみ、様式 4-2

を持参により提出すること。

イ 提出期間：2019年4月8日（月）～2019年4月18日（木）

持参は、午前8時30分～午前12時まで、及び午後1時～午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

期間最終日は正午必着のこと。

ウ 提出先：所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

住所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9235

E-mail：a9235@city.tokorozawa.lg.jp

（3）提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「別表2 - 提出書類一覧表」のとおりとする。

（4）応募に当たっての留意事項

ア 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、または災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

応募資格がない者による応募

代表事業者以外の者による応募

応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

記名押印のない提案書による応募

誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

応募者が行った2以上の応募

その他募集に関する条件に違反した応募

（5）提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 市の提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類等の変更禁止

原則として応募書類等の変更は認めない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

3 優先交渉権者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 場所

所沢市役所

場所、時間等の詳細は、資格審査結果の通知と併せて示すものとする。

イ 準備物

プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、グループ又は単独事業者が準備することとする。それらを使用するための準備に要する時間は 5 分程度用意する。スクリーンやプロジェクタは発注者にて準備する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間

事業者のプレゼンテーションは 20 分間、その後、選定委員によるヒアリングを 20 分間実施する。

エ プレゼンテーションの出席者

グループ又は単独事業者から 5 名までとし、そのうち代表事業者から 1 名以上及び予定監理技術者が出席すること。

プレゼンテーションは、原則として予定監理技術者が行うものとする。

出席者リスト（任意様式：会社名・氏名・担当工種・予定監理技術者等が分かるように記載）を提案審査の前日までに教育施設課へ電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信した旨を電話すること。

オ 提出先：所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

住所：埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1

電話：04-2998-9235

E-mail：a9235@city.tokorozawa.lg.jp

(3) 評価方法

ア 評価基準

優先交渉権者を選定する評価基準は、次に示すとおりであり詳細は「事業者選定基準」に定めるとおりとする。

- 実施体制の妥当性（実施体制、業務実績）
- 事業工程の妥当性（事業工程の工夫）
- 設計・施工の実施方針の妥当性（製品・施工方法の妥当性）
- 学校への配慮（学校運営への配慮、児童・生徒の安全確保）
- 環境への配慮（マチごとエコタウン所沢構想との整合性）
- 地域活性化への配慮（市内事業者の活用及び市内事業者の参加）

イ 選定結果の公表

選定結果は、2019年4月24日（水）に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する。（電話等による問合せは不可とする。）

（４）その他

- ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。
- イ 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も募集要領で定める条件に満たない場合等、優先交渉権者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

第５ その他

１ 契約に関する事項

（１）仮契約の締結

市は、提案内容に基づき優先交渉権者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との仮契約を締結するものとする。

（２）本契約の締結

本事業に関する本契約は2019年6月に予定している所沢市議会の承認を経て、速やかに締結する。なお、契約内容の検討に係る事業者側の一切の費用は事業者の負担とする。

（３）辞退

公募プロポーザルに対する参加資格確認審査に関する提出書類の提出後に、辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。

２ リスクに関する事項

（１）基本的な考え方

本事業においては、市と事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が速やかに設置されることを優先するものとする。

（２）予想されるリスクと責任分担

一般的ナリスクの内容に対する市及び事業者による分担の基本的な考え方は、「別表３ - 主要リスクの分担表」のとおりとする。

３ その他必要な事項

（１）議会の議決

仮契約書は、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、所沢市議会の議決があったときは本契約書とする。なお、この仮契約が議会で否決されたときは無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

4 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は以下のとおりとする。

所沢市教育委員会教育総務部教育施設課

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9235

E-mail：a9235@city.tokorozawa.lg.jp

別表1 学校・対象教室等一覧

| | 学校名 | 所在地 | 空調整備 対象教室数 | | 熱源 方式 | 防音 等級 |
|----|---------------|--------------------|---------------|----------|------------|----------|
| | | | 普通 教室 | 特別 教室 | | |
| 1 | 所沢小学校 | 所沢市元町7番37号 | 29 | 3 | 電気 | 3 |
| 2 | 南小学校 | 所沢市南住吉18番29号 | 29 | 3 | 電気 | 2 |
| 3 | 北秋津小学校 | 所沢市大字北秋津623番地 | 17 | 3 | 電気 | |
| 4 | 荒幡小学校 | 所沢市大字荒幡615番地 | 14 | 3 | 電気 | 2 |
| 5 | 北小学校 | 所沢市緑町一丁目10番33号 | 23 | 3 | ガス(都)・電気 | 1 |
| 6 | 清進小学校 | 所沢市けやき台一丁目38番地の1 | 20 | 3 | 電気 | |
| 7 | 明峰小学校 | 所沢市北有楽町26番20号 | 18 | 3 | 電気 | |
| 8 | 伸栄小学校 | 所沢市中新井一丁目93番地の1 | 21 | 3 | 電気 | |
| 9 | 美原小学校 | 所沢市並木五丁目1番地 | 17 | 3 | ガス(都)・電気 | 2 |
| 10 | 並木小学校 | 所沢市並木六丁目2番地 | 9 | 3 | 電気 | 2 |
| 11 | 中央小学校 | 所沢市並木八丁目4番地 | 14 | 3 | 電気 | |
| 12 | 松井小学校 | 所沢市大字上安松895番地 | 20 | 2 | 電気 | |
| 13 | 若松小学校 | 所沢市大字下新井1231番地の2 | 13 | 3 | 電気 | |
| 14 | 安松小学校 | 所沢市大字下安松755番地の1 | 18 | 3 | 電気 | |
| 15 | 和田小学校 | 所沢市東所沢和田一丁目39番地 | 19 | 3 | 電気 | |
| 16 | 牛沼小学校 | 所沢市大字牛沼21番地 | 19 | 3 | 電気 | |
| 17 | 柳瀬小学校 | 所沢市大字坂之下964番地 | 15 | 3 | 電気 | |
| 18 | 東所沢小学校 | 所沢市東所沢二丁目26番地の1 | 19 | 3 | 電気 | |
| 19 | 富岡小学校 | 所沢市大字下富647番地の5 | 13 | 3 | 電気 | |
| 20 | 西富小学校 | 所沢市岩岡町676番地の1 | 12 | 3 | 電気 | 2 |
| 21 | 中富小学校 | 所沢市大字中富1004番地の1 | 13 | 3 | 電気 | |
| 22 | 小手指小学校 | 所沢市小手指元町二丁目29番地の2 | 22 | 3 | 電気 | 1 |
| 23 | 上新井小学校 | 所沢市上新井五丁目36番地の7 | 25 | 3 | ガス(都)・電気 | 3 |
| 24 | 北野小学校 | 所沢市北野二丁目4番地の1 | 18 | 3 | 電気 | 1 |
| 25 | 山口小学校 | 所沢市大字山口1550番地 | 21 | 3 | 電気 | 2 |
| 26 | 泉小学校 | 所沢市大字山口657番地 | 18 | 3 | 電気 | 2 |
| 27 | 椿峰小学校 | 所沢市小手指南五丁目20番地の1 | 17 | 3 | 電気 | 2 |
| 28 | 三ヶ島小学校 | 所沢市三ヶ島五丁目791番地の4 | 14 | 3 | ガス(LPG)・電気 | 1 |
| 29 | 若狭小学校 | 所沢市若狭一丁目2946番地 | 26 | 3 | ガス(都)・電気 | 1 |
| 30 | 林小学校 | 所沢市和ヶ原三丁目95番地の8 | 19 | 2 | 電気 | 3 |
| 31 | 所沢中学校 | 所沢市けやき台二丁目44番地の1 | 19 | 3 | ガス(都)・電気 | 3 |
| 32 | 向陽中学校 | 所沢市向陽町2124番地 | 18 | 3 | 電気 | |
| 33 | 美原中学校 | 所沢市並木五丁目2番地 | 20 | 3 | ガス(都)・電気 | 2 |
| 34 | 中央中学校 | 所沢市並木六丁目3番地 | 12 | 3 | 電気 | 2 |
| 35 | 南陵中学校 | 所沢市大字久米1470番地 | 18 | 3 | 電気 | 3 |
| 36 | 東中学校 | 所沢市大字牛沼605番地の1 | 16 | 3 | 電気 | |
| 37 | 安松中学校 | 所沢市東所沢和田二丁目19番地 | 15 | 3 | ガス(LPG)・電気 | |
| 38 | 柳瀬中学校 | 所沢市大字坂之下960番地 | 15 | 3 | 電気 | |
| 39 | 富岡中学校 | 所沢市大字神米金404番地 | 8 | 3 | 電気 | 2 |
| 40 | 小手指中学校 | 所沢市小手指元町三丁目28番地の11 | 21 | 3 | 電気 | 1 |
| 41 | 北野中学校 | 所沢市北野二丁目4番地の10 | 14 | 3 | 電気 | 1 |
| 42 | 山口中学校 | 所沢市大字山口1345番地 | 14 | 3 | 電気 | 2 |
| 43 | 上山口中学校 | 所沢市大字上山口72番地 | 19 | 3 | 電気 | 2 |
| 44 | 三ヶ島中学校 | 所沢市三ヶ島三丁目1407番地の1 | 14 | 3 | 電気 | 1 |
| 計 | 小学校30校 中学校14校 | | 775 | 132 | | |

別表2 提出書類一覧表

| 提出書類 | 様式 | 提出部数 |
|------------------------|------|---------|
| 1 質問書 | | |
| 募集要領等に関する質問書 | 1-1 | 1部 |
| 2 参加表明 | | |
| 参加表明書 | 2-1 | 正1部・副9部 |
| 委任状 | 2-2 | 正1部・副9部 |
| 参加資格確認申請書兼誓約書 | 2-3 | 正1部・副9部 |
| (様式2-3別紙)応募者構成表 | | 正1部・副9部 |
| 設計業務を行う構成企業の資格確認調書 | 2-4 | 正1部・副9部 |
| 施工業務を行う構成企業の資格確認調書 | 2-5 | 正1部・副9部 |
| 構成員の変更申請書兼誓約書 | 2-6 | 正1部・副9部 |
| 3 現地確認 | | |
| 現地確認申込書 | 3-1 | 1部 |
| 4 提案書 | | |
| 提案書等提出届兼誓約書 | 4-1 | 正1部・副9部 |
| 辞退届 | 4-2 | 1部 |
| 価格提案書 | 4-3 | 正1部・副9部 |
| 提案価格内訳書(学校別・費目別内訳書) | 4-4 | 正1部・副9部 |
| 提案書1:事業実施体制 | 4-5 | 正1部・副9部 |
| 提案書2:工程・スケジュール | 4-6 | 正1部・副9部 |
| 工事計画 | 4-7 | 正1部・副9部 |
| 提案書3:事業全体の実施方針 | 4-8 | 正1部・副9部 |
| 提案書4:設計業務の実施方針 | 4-9 | 正1部・副9部 |
| 提案書5:施工業務の実施方針 | 4-10 | 正1部・副9部 |
| 提案書6:その他 | 4-11 | 正1部・副9部 |
| 提案書7:学校運営への配慮 | 4-12 | 正1部・副9部 |
| 提案書8:就学環境への配慮 | 4-13 | 正1部・副9部 |
| 提案書9:児童・生徒の安全への配慮 | 4-14 | 正1部・副9部 |
| 提案書10:マチごとエコタウン構想との整合性 | 4-15 | 正1部・副9部 |
| 提案書11:環境に配慮した機器 | 4-16 | 正1部・副9部 |
| 提案書12:環境教育・学習への配慮 | 4-17 | 正1部・副9部 |
| 提案書13:地域活性化 | 4-18 | 正1部・副9部 |

別表3 主要リスクの分担表

：主たるリスクの負担者 ：従たるリスクの負担者

| リスクの種類 | | 内容 | 負担者 | |
|---------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 募集要領等 | | 1 募集要領等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの | | |
| 制度 関連 | 法令変更 | 2 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | 1 | |
| | | 3 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法 | | |
| | 税制変更 | 4 消費税及び地方消費税に関する変更 | | |
| | | 5 事業者の利益に課されるものの新設・変更 | | |
| | | 6 上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更 | | |
| | 許認可等 | 7 事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延 | | |
| | | 8 業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延 | | |
| | 政策変更 | 9 政策変更（事業のとりやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響 | 2 | |
| | 社会 | 住民対応 | 10 空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応 | |
| 11 事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応 | | | | |
| 環境 | | 12 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応 | | |
| 第三者賠償 | | 13 事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合 | | |
| | | 14 市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償 | | |
| 不可抗力 | | 15 計画段階で想定していない（想定以上の）防風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの | 3 | 3 |
| 経済 | 資金調達 | 16 事業に必要な資金の確保 | | |
| | 物価変動 | 17 設計・設置段階の物価変更（空調設備の整備費に関するもの） | | |
| 測量・調査 | | 18 市が提供した資料に重大な誤りがあった場合 | | |
| | | 19 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合 | | |
| | | 20 事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等 | | |

| | | | | | |
|------|-------|----|----------------------------------------------|--|--|
| | | | に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合 | | |
| 計画 | 設計 | 21 | 事業者が実施した設計に不備があった場合 | | |
| | 計画変更 | 22 | 市の要望による設計条件の変更等を行う場合 | | |
| 工事 | 工事費増加 | 23 | 事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加 | | |
| | | 24 | 市の責めに帰すべき事由による工事費の増加 | | |
| | 工事遅延 | 25 | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合 | | |
| | | 26 | 市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合 | | |
| | 要求性能 | 27 | 工事完了後、市が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合 | | |
| 技術進捗 | | 28 | 計画・設置段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合 | | |

- 1 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- 2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担する。
- 3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わない。事業者に追加費用その他損害が発生した場合あるいは第三者に損害が発生し、市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。